



米国税務

QI/FATCA 関連情報

英国歳入関税局が FATCA 報告義務と 報告 FI の分類に関する重要な変更点を公表

アメリカ

2015年3月16日

2015年3月12日、英国歳入関税局(HM Revenue and Customs: 以下「HMRC」)は外国口座税務コンプライアンス法(Foreign Account Tax Compliance Act: 以下「FATCA」)に関する重要な変更点を2点公表した。1点目は、FATCA 報告義務に関する変更点である。従来、英国の報告金融機関(Reporting Financial Institutions: 以下「報告 FI」)は報告対象となる金融口座を保有していない場合でも HMRC へのゼロ申告が必須であったが、今回の公表により HMRC へのゼロ申告が不要となった。2点目は、英国報告 FI の分類に関する変更点である。従来、英国報告 FI に分類されていた一部の持株会社および財務センターは、今後は原則として、投資 NFFE (Passive Non-Financial Foreign Entity) として取り扱われることになる。

1. 英国報告 FI はゼロ申告が不要

従来、モデル 1 協定参加国である英国報告 FI は、報告対象となる金融口座がない場合でも HMRC へのゼロ申告が必須であった。しかし、米国内国歳入庁 (Internal Revenue Service: 以下「IRS」) が本年 2 月に更新した FATCA IDES Technical FAQs では、報告対象となる金融口座を保有しない報告 FI は IRS へのゼロ申告が不要である旨が明記された。

今回の HMRC の公表は、上記の IRS からの発表を受け、英国報告 FI において HMRC へのゼロ申告を不要とするものである。これによって、ゼロ申告への対応に追われていた多くの英国報告 FI は、FATCA 対応の負担軽減につながることになるであろう。ま

た、既に HMRC への登録を済ませている英国報告 FI は、今回の公表に係る規則の修正(修正案の公表は遅くとも本年 4 月末を予定している)を待つことなく、ゼロ申告を行うことも可能である。

2. 英国報告 FI の分類に関する変更点

FATCA 最終規則によると、非金融機関グループのメンバーである持株会社および財務センターは、金融機関から除外可能な例外規定が適用可能であり、その場合には投資 NFFE として取り扱うことが可能である。一方、HMRC が公表している Implementation of The International Tax Compliance (United States of America) Regulations 2014 Guidance Notes によると、FATCA 最終規則上では例外規定が適用可能な持株会社および財務センターの場合であっても、当該事業体は英国報告 FI として分類されていた。

今回の HMRC の公表により、それらの持株会社および財務センターは FATCA 最終規則と整合性が取れる形で、英国報告 FI から除外されることになった。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

問い合わせ

米国税務および QI/FATCA に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

税理士法人トーマツ 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohmatu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohmatu.co.jp
マネジャー	榎本 純子	junko.enomoto@tohmatu.co.jp
所在地	〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階	
TEL	03-6213-3800(代)	
email	tax.cs@tohmatu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax-co	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービス、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。